

和歌山県立図書館の協力貸出事業 ～公立図書館未設置自治体への支援を考える～

松田 公利
(和歌山県立図書館)

【要旨】

和歌山県立図書館（以下、「県立図書館」という。）は、平成20年度から協力貸出事業（以下、「協力事業」という。）の改善に取り組んだ。資料搬送（以下、「物流」という。）体制の課題も要因となり、公立図書館未設置（以下、「未設置」という。）自治体への資料提供は皆無に等しい状況であった。いかに未設置自治体への貸出支援を充実させるかを模索する中で、司書ではない未設置自治体の担当者が苦慮する図書選定の援助を提示することにした。司書の専門性を生かした協力事業の取り組みにより、未設置自治体への幅広い資料の提供が可能となり、県立図書館の存在意義も高めることになる。特に遠隔地の未設置自治体の貸出支援を重要視した実践成果と課題をまとめ、今後の支援方策を模索する。

1. はじめに

都道府県立図書館（以下、「都道府県」という。）の重要な役割は、地域格差のない図書館サービスの提供である。都道府県における協力事業の実施には、管内全域に市町村立図書館等の拠点が必要である。公立図書館設置率（以下、「設置率」という。）が低い和歌山県（以下、「本県」という。）では、未設置自治体の拠点は公民館図書室等（以下、「図書室」という。）になる。しかし、図書室は公民館業務の一部分であり、職員が専任でないため、読書拠点としての環境の充実を図れない傾向にある。まして、県立図書館蔵書の物流体制を整備（以下、「物流整備」という。）しなければ、未設置自治体による利用には結びつかず、全域サービスの実現は困難である。

平成20年度には、県立図書館は、協力事業を市町村支援の中核としていたが、市町村負担による資料の返却など、物流に課題を残し、県立図書館を基点とした遠隔地域（以下、「遠隔地域」という。）への貸出支援は全く機能していない状況にあった。

本稿では、協力事業の改善を図る上で、①遠隔地域への貸出支援、②子どもの読書活動の推進、③物流整備を課題とした取り組みの成果をもとに、未設置自治体への協力事業の在り方を考えたい。

2. 未設置自治体及び遠隔地域への支援活動の根拠

(1) 法的根拠

本稿における協力事業の支援対象である「未設置自治体の図書室」と「遠隔地域」への法的な活動根拠等を簡潔に見ていきたい。

図書館法では、未設置自治体への貸出支援について直接的な明記等はなく、公民館は他の社会教育施設として位置づけ、図書館奉仕のため公民館と連携・協力に努めるとしてい

る。¹⁾ また、都道府県は、市町村立図書館等の資料要求に対応する資料整備に努めるとしている。²⁾

遠隔地への図書館サービスについては、平成18年3月に発表された『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）』（文部科学省・これからの図書館の在り方検討協力者会議）において、距離的に図書館の利用が困難な人々を対象としたサービスや、物流における市町村立図書館等への支援や相互貸借を通じた全域サービス、広報を含めた遠隔地サービス等が重要かつ必要であると提言している。³⁾

県立図書館は、平成23年に「県立図書館がめざす図書館像」を策定し、協力事業による県内全域への資料提供により、地域格差の解消に努めることを示した。

(2) 本県における未設置自治体の状況（平成24年度実績等）

本県には、30の自治体があり、うち12自治体（町村）が未設置である。よって、設置率は60.0%であり、全国平均の74.6%⁴⁾を大きく下回る。

『平成25年度和歌山県の公共図書館・図書室』（和歌山県公共図書館協会事務局編）により、未設置自治体の図書室（12自治体15室）の実績をまとめた結果、平成25年度の図書室担当職員数は、専任0人（全体比0.0%）、兼任23人（62.2%）、非常勤6人（16.2%）、臨時7人（18.9%）、委託1人（2.7%）で、うち司書資格者は非常勤4人、臨時3人、委託1人である。未設置1自治体当たりの担当者数は3.1人、担当者数全体の司書資格者の割合は21.6%、未設置1自治体当たりの司書資格者は0.7人である。

平成25年度の図書室の資料費は、未設置自治体合計8,640,000円、未設置1自治体当たり720,000円、未設置人口1人当たり125.3円である。資料費は、未設置自治体内でも格差があり、1自治体当たりの平均額を大きく下回る図書室もある。公立図書館設置（以下、「設置」という。）自治体では、平成25年度の図書館資料費は、設置1自治体当たり8,488,056円で、図書室の約11.8倍、設置人口1人当たりは167.2円である。

平成24年度の図書室の蔵書冊数及び個人貸出点数は、未設置自治体合計で、①蔵書185,562冊、②貸出87,275点、未設置1自治体当たり①蔵書15,469冊、②貸出7,273点、未設置人口1人当たり①蔵書2.7冊、②貸出1.3点である。設置自治体では、蔵書冊数1自治体当たり124,195冊で図書室の約8倍、個人貸出点数は1自治体当たり173,343点で図書室の約23.8倍、設置人口1人当たり貸出点数は3.4点である。

以上、未設置自治体では、資料費及び蔵書冊数、個人への貸出点数の状況から、読書環境の充実度に課題があると考えられる。これは、本県の市町立図書館でも、全国的に見て、同じ課題を残す現況であるが、特に未設置自治体への貸出支援は県立図書館の重要な役割となる。

なお、上記の未設置自治体における実績数値は、あくまで平均値であり、地域の読書環境を充実させるため、積極的に活動している公民館等があることを申し添えておきたい。

(3) 市町村支援における中核事業の移行と物流課題

県立図書館は、昭和28年から「自動車文庫」を発足し、県内全域への巡回貸出を実施してきたが、県立図書館では平成7年度末、紀南分館（以下、「紀南図書館」という。）では平成15年度末をもって事業は廃止となった。県立図書館は、これに代わる事業として、

宅配便による一括貸出（以下、「宅配一括事業」という。）を実施したが、平成17年度末をもって廃止された。これ以降の中核サービスは協力事業となるが、事業移行等に伴う物流課題の経緯は以下のとおりである。

平成11年度には、資料費削減の問題が浮上して、今後の市町村支援の方向性を見定める時期であった。筆者は、協力貸出を中核事業として、「協力車」運行による資料物流を提案した。これにより、的確な資料選定と物流費用の削減が可能となり、効率的かつ有効な方策が図れると判断したからである。都道府県を対象として協力車運行に関する調査を実施した結果、当時、協力車の所有が全体の約77%を占め、協力貸出数の平均値では、協力車を所有しない図書館の5倍以上になることが明らかになった。また、協力車の維持管理費を試算した結果、現行事業との比較で費用の削減になると判断したが、人員等の課題もあり、県立図書館はこの案件を見送ることに決定した。

平成17年度には、廃止される宅配一括事業の物流体制を協力事業に継承する絶好の機会であったが、市町村の返却負担を解消する物流整備に着手できず、課題解決に至らなかった。

3. 支援策実施の前段階

(1) 平成20年度の取り組み

県立図書館は、平成20年6月に開館100周年を迎えるにあたり、今後の図書館運営の方向性を定めるため、現行事業を見直した。協力貸出数は、平成18年度・19年度において3千冊前後に止まっていた。平成19年度の未設置自治体への協力貸出数の割合は、全体比5.6%であり、利用の大半が設置自治体で占められていた。よって、協力貸出等の現況を精査し、喫緊の課題を明確にした上で、協力事業による支援策（以下、「支援策」という。）を模索することにした。

まず、協力貸出実績及び市町村との距離について、その関連を分析した。平成19年度における貸出統計について、「市町村別及び地方別の全体比」を算出し、県立図書館2館（和歌山市・田辺市）を基点とする距離によって、10km単位で市町村を区分の上、対比分析した。その結果、県立図書館からの距離に比例して協力貸出数が減少し、特に県立図書館2館から40km以上離れた遠隔地域の未設置町村（以下、「遠隔町村」という。）の貸出率は、1館（室）当たり全体比0.0%～0.3%と極めて低かった。地方（郡部）別においても、遠隔Ⅰ地方が全体比7.9%、遠隔Ⅱ地方が2.2%であり、遠隔地域に機能していない実状が明らかになった。

次に、遠隔町村の図書室における活動実績等を『平成20年度和歌山県の公共図書館・図書室』（和歌山県公共図書館協会編）により調査した結果、平成20年度の資料費は、2自治体で予算化していない他、最高額が15万円であった。また、平成19年度の個人貸出数は、住民1人当たり0.0冊～0.3冊であり、遠隔町村における読書環境の課題が顕著になった。

県立図書館並びに遠隔町村の図書室の実績等を裏付けとして、支援対象となる自治体は、ほぼ絞り込めたが、さらに県立図書館蔵書の活用の意思をアンケートにより市町村に確認した。これは、支援対象の根拠にするとともに、自治体の主体性を尊重し、一過性の支援策にしないためであった。平成21年3月に全市町村を対象として実施した結果、「県立図書館蔵書の活用を希望するか」の問いに対して、「希望する」が全体の56.7%、未設置自

治体全体においては75.0%に達し、その大半が遠隔地域からの希望であった。

以上の結果から、支援策の対象となる遠隔町村を特定した。

(2) 平成21年度の取り組み

1) 県立図書館の役割に伴う利用対象者の検討

県立図書館は平成20年度から、子どもの「国語の力」「ことばの力」の育成に着目し、子ども読書活動の推進に向けた取り組みに入った。この活動根拠は、平成19年6月に改正された「学校教育法」、平成20年3月に告示された小・中学校「学習指導要領」（平成20年文部科学省告示第27号）であり、学校現場における子どもへの読書活動推進の一助となるように、県立図書館では、①「出張講座」、②小学生「図書館ウォッチング」、③国語教科書掲載図書リスト冊子作成の事業等を開始した。協力事業についても例外ではなく、「子ども」への貸出支援を検討する必要があった。

平成21年3月に和歌山県教育委員会は「和歌山県教育振興基本計画」（以下、「基本計画」という。）並びに「和歌山県子ども読書活動推進計画（改定）」（以下、「推進計画」という。）を策定した。これにより、子どもが読書に親しめる機会や環境の充実を図る上で、県立図書館の役割が一層重要視された。「基本計画」では、県立図書館を核として県民の読書文化の振興を図るため、「県立図書館の図書館サービスの充実と市町村立図書館等の支援」並びに推進計画に基づいて「子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実」に努めると明記された。

また、「読書環境における弱者」に該当する対象を、①未設置自治体、②県立図書館の直接利用が距離的に困難という観点により、遠隔町村の県民に定め、重点的に支援する必要があると判断した。

以上を踏まえ、利用対象者を「遠隔町村の子ども」と確定し、子どもの読書活動推進を目的とした支援策に着手する方針を固めた。

2) 支援体制の検討

支援策の実施上の課題は、子どもが多く of 図書に触れる環境づくりであるため、図書の配置は「学校」に設定することが有効と考えた。しかし、地域の読書拠点施設である図書室を窓口として貸出図書を運用することにした。これは、地域住民による資料要求の内容把握及び学校との連携により、図書室の活性化を図る狙いもあった。

ただ、課題となるのが物流の負担であった。この時点で資料返却は市町村の負担であり、郵送・公用車等による返却を求めるしかなく、遠隔町村の理解を得なければ支援策は頓挫する可能性を含んでいた。なお、司書によるリクエスト図書選定のサポート体制（以下、「選定サポート」という。）を整え、公民館職員等の負担を軽減して支援内容を充実させることにした。

これらから、学校・図書室・県立図書館（以下、「3者」という。）の役割分担を明確にし、独自の連携体制による支援策を実施することにした。

3) 遠隔町村との直接協議

県立図書館による支援策実施の意向を遠隔町村に示すため、直接協議に入った。県立図書館は、①遠隔地域における蔵書利用の拡充、②子どもの読書活動推進、③学校を含めた3者連携、④物流負担の協力依頼、⑤選定サポートの意向を示し、支援策の必要性及び連

携の理解を求めることにした。

遠隔C町では、図書室担当者との話し合いに入った。C町は宅配一括事業の廃止以降、県立図書館の利用が途絶えていたが、担当者は図書室運営の改善を強く認識していたこともあり、支援策の打診については大変歓迎してくれた。学校との連携については、担当者の配慮により、小学校の校長と急遽面会した。当初、校長は「図書の管理面で不安がある」としながらも、最終的に支援策の主旨を理解した上で、「子どもたちには良い図書を読ませたい」との意向により利用を決めた。また、保健福祉センターの保健師から、赤ちゃん絵本を父母に提供したいとの要望があり、この支援体制に加わることになった。物流については、担当者が「公用車を使用する」と快諾し、その他、リクエスト図書の集約、町内広報等を一手に引き受け、担当者の積極的な協力姿勢により、C町における支援策が奏功する手応えを感じた。なお、担当者から選定サポートを利用する希望があった。

次に、遠隔K村においては、県立図書館からの片道が約170km、3時間かけての道程となるため、物流課題の不安を増す反面、支援策によって県立図書館を何とか身近な存在にしたいと感じた。K村では、教育長及び教育委員会担当者との協議に入った。K村の図書室は、小・中学校（同敷地内）の玄関口に設置され、学校との連携を図るのに好都合であった。県立図書館から提示した選定サポートについては、「子どもたちに安定した図書の提供ができる」という評価を得た。担当者の案内により小・中学校共通の校長と面会した。K村へは事前に聞き取りを行い、サンプルとして持参した100冊を、学校に到着すると早速配置した。校長は、「新しい図書が少なく、子どもたちの読書意欲が低下傾向にある」として、中学生も利用対象に含めて新刊図書の活用を希望した。返却に伴う物流負担について、K村担当者は「出張の機会を利用する」とし、「子どもたちが本に親しんでくれるなら」と、C町担当者と同様、協力する意向を示してくれた。

さらに、平成21年度の同時期、遠隔地域のボランティア団体から出張講座の依頼を受け、関係者に対して支援策の説明を行う機会を得た。結果的に学校ボランティアや保育園関係者から利用する希望が相次ぎ、加えて、子どもたちへの図書の提供において、司書のサポートを必要とする要望があった。学校等もこの希望を受け入れ、返却負担については、郵送又は学校関係者が県立図書館に来館することになった。拠点施設（1図書館・1図書室）も連携体制の窓口となり、C町とK村を含み、遠隔地域の3町1村（以下、「支援町村」という。）への支援策を実施することになった。

4. 支援策の実施（平成21年度～）

図書室では、学校から要望のある図書とは別に、「子どもにどのような児童図書を提供すれば良いのか」という点が、司書職でない公民館職員等にとって課題である。このため、県立図書館は児童資料の担当者も含め、積極的に図書選定の協力を行った。一方で、職員間の選書チェック機能を生かすことにより、県立図書館司書のスキルアップに役立てる目的もあった。貸出期間は、遠距離による返却負担や支援町村の活用事情を考慮して柔軟に対応したが、子どもの読書意欲を低下させないように長期貸出は行わず、できるだけ貸出頻度を高めるように調整した。また、「利用状況報告書」の様式により報告を受けることで図書選定の参考にしている。

（1）平成21年度における協力貸出実績

平成21年度の協力貸出数は、前年度の倍以上となった。遠隔地方における協力貸出数の全体比について、地方別に算出し、支援策前の平成19年度と比較した結果、以下の伸び率となった。

○遠隔 I 地方 （平成19年度） 7.9% → （平成21年度） 21.3 %

○遠隔 H 地方 （平成19年度） 2.2% → （平成21年度） 25.1 %

また、遠隔町村の C 町と K 村への協力貸出数の割合について、市町村別に全体比を算出し、平成19年度と比較した結果、以下の伸び率となった。

○遠隔 C 町 （平成19年度） 0.3% → （平成21年度） 13.9 %

○遠隔 K 村 （平成19年度） 0.0% → （平成21年度） 4.2 %

以上のとおり、遠隔地方における県立図書館蔵書の利用が拡充し、平成22年度も貸出数を伸ばした。一方で、遠隔地方での協力事業が機能し始めたことを受けて、課題となる物流整備を進め、市町村負担の解消による地域格差の是正を図る必要があった。

(2) 平成22年度の取り組み

県立図書館は、平成23年度予算要求において、返却資料の回収便（以下、「宅配回収便」という。）を盛り込む方針で検討していた。しかし、財政事情が厳しさを増す中で、新規的要素となる予算確保は極めて困難であった。ただ、関係方面から市町村の物流負担の解消を求める意見や協力もあり、課題を解決する好機と判断した。平成22年10月に予算要求ヒアリングが始まり、焦点にしたのは、①物流課題による地域格差が生じ県立図書館の役割が果たせない、②県民による県立図書館蔵書の利用に伴う費用負担の可能性がある、であった。②の裏付けを取るため、「県立図書館蔵書の利用に伴う費用発生時の負担者」について調査を行い、「利用者負担」と回答した館（自治体）の割合は、設置自治体の図書館が18館中7館（38.9%）、未設置自治体の公民館が12館中7館（58.3%）、全体では30館中14館（46.7%）となり、県民による費用負担の可能性は高いという結果になった。ようやく、長年の課題が解決に至り、物流体制の基盤が確立した。宅配回収便は1自治体1拠点として月2回とした。

平成22年度末には、宅配回収便の詳細な説明と協力事業の利用促進のため、全市町村を巡回訪問した。送料負担の解消については、大半の自治体で歓迎されたが、依然として利用の可能性が低い未設置自治体もあり、拠点整備の必要性を改めて実感した。

(3) 平成23年度の取り組み

平成23年度は、協力事業の広報を重点にして、①社会教育等関係職員の会議等における事業説明、②市町村立図書館・公民館への利用促進ポスターの配付、③県公民館大会における「協力貸出利用案内」チラシ配付等を行った。これらの広報が奏功したのか、利用していなかった未設置自治体の2町から問い合わせがあり、利用の拡大に結びついた。

5. 支援策の意義

(1) 未設置自治体への協力事業の在り方

1) 司書の専門性を生かした支援

未設置自治体に対して県立図書館蔵書の活用を促すだけでは、制度の利用に結びつかな

い傾向にある。県立図書館が担当者をサポートすることによって、地域住民への安定した資料提供に繋がる可能性は高いと考えられる。したがって、設置率の低い本県の状況下においては、未設置自治体の実情に応じた現実的な協力事業の方策が必要となる。遠隔地域の町村との協議において求められたのは、子どもへの資料提供に伴う「司書のサポート」であり、司書の専門性を生かし図書室等をバックアップすることによって、幅広い資料提供が可能となり、県立図書館の存在意義を高めることになる。

2) 利用状況の把握

踏み込んだ支援策を図る上で、連携先の利用状況等を可能な限り把握する必要がある。学校の「利用状況報告書」を見ると、図書の利用に限らず、子どもたちの生活動向が分かり、子どもへの資料提供に関する課題を分析する参考にもなる。県立図書館が未設置自治体の読書活動の状況を身近に把握することによって、協同で取り組む連携意識を深め、課題解決に向けた的確な助言等が可能になる。

3) 能動的な協力事業

この支援策において、遠隔町村の熱心な担当者と連携することができた。担当者が地域の読書環境の改善に取り組む意向であっても、「方法が分からない」「きっかけがない」等の理由により、活動できないことがある。未設置自治体への積極的な働きかけにより、読書活動の意欲を引き出すとともに、担当者の人材発掘に努めることが県立図書館として必要な役割と考える。

(2) 支援策の成果

支援策の実施後、利用状況を把握するために遠隔地域の小学校を訪問した。ある男の子が笑顔で、お気に入りの絵本を自慢げに見せ、「この本めっちゃくちやおもしろいで」と一所懸命に説明してくれた。これが支援策本来の目的であり成果とも言える。県立図書館は、この支援策で遠隔町村等との協力と連携を得ることにより、市町村への後方支援の基盤を構築できたのである。

1) 遠隔地方における協力貸出数の増加

平成21年度における遠隔地方への協力貸出数は、支援策前との比較で飛躍的に伸びたことは先述のとおりである。平成24年度の実績では、協力貸出数の地方別全体比において、遠隔Ⅰ地方が22.5%、遠隔Ⅱ地方が29.1%であり、依然として遠隔地方は増加傾向にある。一方、市町村別全体比では、遠隔C町が15.0%、遠隔K村が3.3%で、ほぼ定着した数値である。これは、平成23年度の宅配回収便の実施による、遠隔地方全体における貸出数の増加が要因であり、例えば、遠隔S市立図書館の場合、平成23年度の協力貸出数の伸び率は前年比で約940%増となった。遠隔町村はもちろん、遠隔地方全体に協力事業が定着し始めている。

2) 都道府県における協力貸出数の指標

全国公共図書館協議会から『2010年度（平成22年度）公立図書館における協力貸出・相互貸借と他機関との連携に関する実態調査報告書』が発表された。平成21年度実績による人口千人当たりの協力貸出数は、本県では7.21冊となり、全国19位であった。平成25年度に県立図書館は、都道府県の平成24年度協力貸出数を全国調査した。その結果、同じく人口千人当たり（人口推計平成24年10月1日現在）の貸出数は、本県では9.20冊に増加し、

全国13位へ順位を上げた。協力貸出数と設置率の関連性については、(3)で調査結果を分析したい。

3) 図書室の活性化

遠隔C町では、支援策以後、図書室が地域の読書拠点施設として機能し始め、支援策では利用する地域を拡大し、県立図書館の蔵書を町内で網羅的に活用している。また、平成24年には臨時職員の司書を採用し、自立した図書室運営に向けての準備が着々と進み、さらに近隣自治体と積極的に連携することによって、町民による近隣市町立図書館の広域利用を実現している。今後の地方内における図書館・図書室による連携協力の体制づくりに期待したい。

遠隔町村の図書室の資料費については、支援策実施後の平成22年度から全ての自治体で予算を計上している。予算額の多少にかかわらず、地域住民への資料提供の意思表示として評価できる。

4) 物流課題の認識

支援策の実施により物流課題の解決が早まった。物流課題は、当時の担当者による協力で一時的に解決していたが、職員の異動等による利用停止の可能性があることから、早期に物流整備することで支援策を安定させる必要があった。予算要求では、支援策の実績によって県立図書館の役割が明確になり、物流費用の算出根拠としての説得力が増した。

また、司書職員が、物流整備の必要性を認識するようになった。支援策を契機として、遠隔地支援を含めた県立図書館の役割を意識し、認識を高めたことは、今後の図書館運営において利点となるであろう。

(3) 都道府県における協力貸出数と設置率の関連性

上項の 2) における平成24年度協力貸出数の全国調査をもとに、設置率に比例して協力貸出数が増える傾向にあるのか、関連性を分析した。人口千人当たりの貸出冊数では、本県(9.20冊：全国13位)より上位の12館(以下、「上位12館」という。)は、11冊以上の2桁となっている。

まず、都道府県を設置率10%ごとに区分して、その貸出冊数と人口を合計し、人口千人当たりの協力貸出数(平均冊数)を算出した結果、全国平均6.7冊、設置率100%(4館)17.6冊、90%台(8館)7.8冊、80%台(8館)4.7冊、70%台(10館)7.8冊、60%台(9館)6.8冊、50%台(4館)4.8冊であった。

設置率及び町村設置率については、『日本の図書館 統計と名簿 2012』(日本図書館協会調査事業会編)を参照し、設置率の全国平均と上位12館の平均設置率をまとめた結果、全国平均は、①設置率74.6%、②町村設置率53.9%、上位12館は、①87.0%、②74.1%であった。

以上、人口千人当たりの貸出冊数の平均値については、設置率100%(4館)の協力貸出数が極めて多い結果となり、上位12館の中には設置率100%の3館が含まれている。設置率90%台の平均値は、70%台と同じく全国平均を上回る。意外にも設置率80%台は最も低い結果となり、今後とも協力貸出数と設置率の関連性及び傾向を見ていきたい。また、上位12館の設置率については、町村設置率とともに全国平均を大きく上回った。

これらの設置率90～100%の平均貸出数並びに上位12館の平均設置率の高さから、点在

する図書館拠点の充実が、制度の利用を高める一因と言えるのではないだろうか。

設置率の低い本県の場合、物流整備は当然ながら、司書の専門性を生かすとともに、図書館に代わる未設置自治体の拠点施設の整備を図る必要もあるだろう。この点では、秋田県立図書館が公民館図書室の活性化支援として踏み込んだ取り組みを実践している。⁵⁾ 本県では、未設置自治体の特性を検証する必要もあることから、今後の検討課題となる。

また、上位12館には高知県立図書館と秋田県立図書館が含まれているが、両県の町村設置率は本県と同じ40%台である。しかし、この2館は、人口千人当たりの協力貸出数（高知県立図書館 29.26 冊、秋田県立図書館 19.96 冊）において本県を大きく上回っているため、両館の貸出実績を指標とし、未設置町村への活動内容等を参考にしたい。

(4) 課 題

1) 公民館職員の異動

協力事業における支援町村との連携が安定し始めた時に、担当者の異動により支援策の協力体制を維持できない場合がある。この事態を打開する方策として、未設置自治体の担当者を対象にした研修実施の必要があると考えている。これにより、公民館職員の読書活動への関心を促し、地域の拠点施設として意識を高める支援活動に取り組みたい。

2) 協力事業の維持

「司書」の増員と「予算」の増額は望めない状況にある。宅配回収便については、実施3年目にして、今後の事業方針について再考を迫られている。県立図書館の責務を改めて見定め、資料物流の位置付けを確固たるものにする必要がある。

また、県立図書館（本館）における司書職員は10名で、そのうち協力貸出業務の担当者は1名である。選定サポートは時間と労力を費やすため、他の司書が必要に応じて協力しているが、支援策の利用の拡大は困難な体制にある。協力事業が活性化する一方で、成果に応じた運営環境の充実に反映しない側面があり、司書のモチベーションに影響することを懸念している。しかし、本県の現況において、現行の物流体制と支援策の維持は不可欠である。

3) 遠隔町村との連携意識

皮肉にも、物流整備により遠隔町村との情報交換の機会が減少している。支援策の開始当初、遠隔町村の担当者が貸出図書の入れ替えに県立図書館を訪れていた時には、利用状況等の情報を共有して、子どもの読書環境を充実させる連携意識も高かった。しかし、この意思疎通を図る上で、現在苦慮していることは否めない。県立図書館の一方的な支援策とならないように、今後の取組目標について、改めて率直な意見交換を行う必要がある。

6. おわりに

この支援策による成果の原動力は、当初における遠隔町村担当者の使命感と行動力であると言っても過言ではない。「地域の子どもに多くの図書を読ませたい」という一担当者の思いと努力により、読書環境は多少とも整備されることを認識した。公民館職員が地域における読書活動の現況とその課題を把握し、解決に向けた取り組みを実践することにより、改善への道筋となる可能性は高いと考える。したがって、県立図書館は、未設置自治体の図書室の機能を高める連携体制をさらに検討する必要がある。今後は、未設置自治体

の読書関係団体や個人への働きかけにより、地域全体において読書活動の意識が向上し、結果的に図書室を活性化する方策を模索したい。本稿の支援策では、子どもの読書活動推進を目的としたが、学校との直接連携ではなく、読書拠点となる図書室を中核にすることによって、支援策が幅広く地域に波及し、読書活動の連帯感を強めたと言える。

本県の読書環境下においては、県立図書館による全域サービスの果たす役割の比重は高くなると考えられる。つまり、未設置自治体の受入体制が整えば、県立図書館司書の専門知識を生かす機会はさらに充実するのである。県立図書館が未設置自治体への支援を重要事項と位置づけることにより、本県独自の支援方策を図る余地はまだ大きいと考えている。

【注記・引用文献】

- 1) 図書館法第三条（図書館奉仕）の九／図書館法第七条の二「設置及び運営上望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号）第一の四の①②
- 2) 前掲「設置及び運営上望ましい基準」第二の二の4のア
- 3) 文部科学省・これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）』第2章の2の(1)(7)、第2章の3の(3)(7)
- 4) 日本図書館協会図書館調査事業委員会『日本の図書館 統計と名簿 2012』社団法人日本図書館協会、2013、p. 20
- 5) 山崎博樹「秋田県立図書館による公民館図書室の活性化支援」（『日本生涯教育学会年報』33、pp. 135-144、2012年）